

## 平成30年5月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日（木） 午前9時00分開会
2. 開催場所 役場2階会議室
3. 出席委員（10人）  
会長（10番） 渡邊 和夫                      職務代理者（5番） 永田 熊信  
（1番） 宮原 清人                      （2番） 岩坂 博行                      （3番） 西田 義和  
（4番） 山田 成代                      （6番） 白石 悌二                      （7番） 平川 真由美  
（8番） 内元 幸一郎                      （9番） 信國 敏彦  
地区推進委員（6人）  
高岡 重盛    ~~一木崎一俊充~~    岩崎 盛光    伊東 明継    中竹 宏一  
杉本 和博
4. 欠席委員 農業委員（0人）  
欠席委員：最適化推進委員（1人）
5. 議事日程  
日程第1 議案第13号 農地法第3条第の規定による許可申請に対する意見について  
日程第2 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第3 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
日程第4 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について  
  
そ の 他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 富永 得治  
農地係長 阿久津 裕介

## 7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 只今から、平成30年5月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が9案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する 意見について</p>
議長	<p>はじめに、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、審議します。</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上高原及び堀内及び城ノ平、及び下永谷、畑7筆の計5,391㎡です。3条の有償移転案件で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は、全筆で200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>譲渡人が、不在なので譲渡人が譲受人に引き受けてほしいとの話が出ていますので、金額も了承されておりますので何ら問題ないと思われまふ。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と2番委員及からの報告がありました      が、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ      しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ      とに決定いたします。</p> <p>議案第14号      農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する      意見について</p>
議長	<p>次に、議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に      対する意見について審議します。それでは、1番、2番は関連につ      き、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する      意見について関連がありますので、一括でご説明いたします。番号      1、大字川辺字内田、田1筆の500㎡です。5条の所有権移転で譲      渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。転用目的とし      ましては、一般個人住宅となります。売買金額は300,000円とな      ります。続きまして番号2、大字川辺字内田、田1筆の28㎡です。5      条での所有権移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとお      りです。これは3人共有で使用する道路です。売買金額は20,000円      となっております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>川辺地区の推進委員さんと伺いまして、ここに記載されてことに      間違いありません。以上です</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありまし      たが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）についてご説明します。番号1、大字柳瀬字蔵城、田1筆の607㎡です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆あたり玄米30kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員からの報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>先日、柳瀬地区推進委員と行ってきましたが、譲渡人は書類を作成した後で、売買をしたいとの意思表示をされましたので、また、譲受人もあまり耕作の希望の意思はないとのことでしたので、この件は一度保留にしたほうが良いと思われまます。再度、本人に確認して隣接の農業者に売買の話をしようと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び1番委員から報告がありましたが、本件につきましては保留ということでご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、保留として承認してよろし</p>

議長	<p>いですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので本件は、保留ということで承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番についてですが、川辺地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(川辺地区推進委員退席)</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字別府原、田1筆の486㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は1筆あたり8,500円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
地区推進委員	<p>昨日、利用権の設定を受ける人にお会いしまして、期間を5年の話もしましたが、3年で大丈夫とのことでした。再設定の案件ですから、何ら問題ないと思われまます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>ここで、川辺地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(川辺地区推進委員入室・着席)</p>

議長	次に、3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	大字川辺字上黒石、田3筆の3,092㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米270kgです。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	番号4、大字柳瀬字中洲、田1筆の2,354㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10アールあたり玄米210kgです。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明が、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長	<p>議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> <p>次に、議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明します。番号1、大字川辺字上黒石、田3筆3,092㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は全筆で玄米270kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字中洲、田1筆の2,354㎡で権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10アールあたり玄米210kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>

議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
	その他
事務局	(1) 次回の総会の開催日について 6月11日、(月)曜日、午前9時から
	閉 会
議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時40分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年5月10日

相良村農業委員会

署名委員 7番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 8番 \_\_\_\_\_ (印)